

○吉野桜寄附条例施行規則

平成20年6月25日

規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、吉野桜寄附条例（平成20年吉野町条例第18号。以下「条例」という。）に基づき、基金の積み立て、管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄附金の受け入れ等)

第2条 寄附金は、寄附申込書（様式第1号）又は募集により受け付けるものとする。

2 町長は、寄附金の申し込み又は收受した寄附金が公序良俗に反するものと思料される場合は受け入れを拒否し、若しくは收受した寄附金を返還することができる。

3 町長は、前項の規定による取扱をした場合は、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

(寄附金台帳の作成)

第3条 町長は寄附金の適正な管理を図るため、吉野桜基金寄附金台帳（様式第2号）を作成しなければならない。

2 町長は、基金の一部又は全部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかなければならない。

(寄附金の額)

第4条 寄附の金額は、一切問わないものとする。

(運用状況の公表方法)

第5条 条例第8条の運用状況の公表については、吉野町ホームページ及び吉野町広報等により公表するものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

寄付申込書

一金 _____ 円也

上記のとおり吉野桜基金事業に対して寄付したいので、申し込みます。

年 月 日

吉野町長 様

ご氏名(団体名)

_____ 印

ご住所
〒

ご連絡先
TEL
E-mail

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第3条関係)